



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の住所の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 公有水面埋立承認の出願の要領（港湾課） 2

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課） 3
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（新石垣空港課） 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員（病院事務職）選考採用試験の実施 4

監査委員事項

- 随時監査結果の公表 7

告 示

沖縄県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年 7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
がんばる接骨院（金城裕之）	名護市字宮里1592番地マックスバリュなご1F	平成24年 5月31日
おなが那覇整骨院（夏秋友美）	那覇市字仲井真379番地1レジデンス新垣110号	平成24年 6月 1日
ヤマシロ鍼灸整骨院（山城修）	那覇市字国場692番地サードコーポ112号	平成24年 6月19日
まるみや整骨院（赤嶺大樹）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年 6月25日
ナチュラ整骨院（小禄博文）	那覇市字大道172番地沖縄県婦人連合会会館1階1-A号室	平成24年 7月 2日

沖縄県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
おろく整骨院（新崎利樹）	那覇市字小禄920番地1	那覇市小禄5丁目16番地3 コラボⅡ1-A	那覇市字小禄920番地1	平成24年 6月 7日

沖縄県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
大田鍼灸整骨院（大田淳次）	那覇市字大道172番地沖縄県婦人連合会会館1階1-A号室	平成24年 7月 2日

沖縄県告示第393号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第2条第2項の規定により、公有水面埋立承認の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図面は、平成24年 7月31日から同年 8月20日まで沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。

平成24年 7月31日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 出願書受理年月日 平成24年 6月14日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局

イ 代表者 那覇市松山1丁目21番1号 内閣府沖縄総合事務局長 植谷裕司

(2) 埋立区域

ア 位置 中頭郡西原町字兼久御殿原309番3の土地に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点我謝（北緯26度12分58秒1707、東経127度46分20秒4660）から211度44分19秒259.48メートルの地点

②の地点 ①の地点から228度33分58秒9.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から230度55分26秒29.02メートルの地点

④の地点 ③の地点から234度28分53秒21.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から309度52分57秒5.37メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から56度07分19秒59.94メートルの地点

ウ 面積 217.79平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 中頭郡西原町字兼久御殿原309番3の土地に接する無地番地の地先公有水面
- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ①の地点 四等三角点我謝（北緯26度12分58秒1707、東経127度46分20秒4660）から209度07分38秒248.49メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から227度35分20秒66.25メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から246度54分20秒12.03メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から289度15分17秒10.70メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から55度15分13秒4.62メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から309度53分00秒5.46メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から56度07分20秒4.14メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から56度07分19秒59.94メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から77度05分51秒1.78メートルの地点
- ウ 面積 901.33平方メートル

(4) 埋立地の用途 道路用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第41回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月12日（金曜日）午前10時から午前12時まで
- (2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山事務所内会議室

- 2 受験手続 受験願書を平成24年9月3日（月曜日）から同月28日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）、沖縄県宮古事務所総務課（電話番号0980-72-2551）又は沖縄県八重山事務所総務課（電話番号0980-82-3040）に問い合わせること。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成24年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
 - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
 - オ 宮古島市建設部伊良部建設室（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6256
 - (2) 期間 平成24年7月31日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地2 電話番号0980-73-9111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月15日 沖縄県指令土第904号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良下里2793番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字西里583番地 株式会社和 代表取締役 下地弘晃
- 5 検査済証番号 平成24年7月23日 第3010号
- 6 工事完了年月日 平成24年6月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 飛行場灯火補用品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部新石垣空港課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年6月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社有電社福岡支店 福岡県福岡市中央区荒戸2丁目1番5号
- 5 落札金額 42,525,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年5月18日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員（病院事務職）選考採用試験を次のとおり行います。

平成24年 7月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

1 採用職種、採用予定年月日、採用予定数等

採用職種	採用予定年月日	採用予定数	職務内容	勤務箇所
病院事務	平成25年 4月 1日	若干名	病院の経営・企画・管理業務	県立病院課又は各県立病院

2 応募資格

(1) 年齢及び職歴 昭和28年 4月 2日以降に生まれた者（満60歳未満）で、民間企業等での事務経験年数が12年以上あり、以下のいずれかに該当する者

ア 民間病院等において病院経営又は病院運営に携わった経験を有する者

イ 医療事務又はその他の医療関係の企業等に勤務し、医療事務又はその他の医療関連業務の知識を有する者で、かつ、病院経営の企画立案、管理・監督について一定以上の知識を有する者

ウ 経営コンサルティングその他の民間企業等に勤務し、企業の企画立案、管理・監督について経験を有する者で、かつ、病院経営の企画立案、管理・監督について一定以上の知識を有する者

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容、日時及び場所

試験区分	試験の内容	試験日時	試験会場
一次選考 (書類審査)	提出された書類に基づき、応募資格に合致した要件を具備しているか、採用職種にふさわしい経歴か、応募論文が優れているかどうかなどについて審査します。	申込書類により審査 申込締切日 平成24年 8月31日（金曜日） ※ 申込期間は後掲	—
二次選考 (面接審査)	病院事務職としての適格性、職務遂行能力等をみるために個別面接を行います。	平成24年10月中旬 ※ 一次選考合格者あて別途通知します。	沖縄県那覇市内会場 東京都23区内会場

4 受験手続

(1) インターネットによる電子申請の場合

申込期間	平成24年 8月 1日（水曜日）から同月31日（金曜日）まで ※ 24時間（ただし、8月1日は午前10時から）
申込方法	沖縄県病院事業局県立病院課ホームページに掲載した「沖縄県病院事業局職員（病院事務職－民間企業等経験者）選考採用試験」から「インターネットで申込」をクリックし、画面の指示に従って申込みをしてください。 ※ 受験番号通知書を印刷できる環境が必要になります。印刷できない方は、持参又は郵送による申込みをしてください。
申込書類	ア 選考採用試験申込書（上記電子申請システムの画面で入力してください。） ※ 勤務内容や実績はできるだけ具体的に記述してください。 イ 顔写真の画像ファイル（操作画面の指示に従い提出してください。） ウ 応募論文

受験番号通知書の交付	応募資格審査の結果、平成24年9月上旬に受験番号通知書の案内を、登録されたメールアドレスに送信します。同月20日（木曜日）までにメールが届かないときは、沖縄県病院事業局県立病院課（電話番号098（866）2832）に連絡してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。 ・ 申込終了後、登録されたメールアドレス宛に受信確認メールを送信しますので、確認してください。 ・ 受験番号通知書を印刷し、試験当日は忘れずに持参してください。

(2) 持参又は郵送の場合

申込先	沖縄県病院事業局県立病院課（沖縄県庁舎4階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098（866）2832（直通）
申込期間	平成24年8月1日（水曜日）から同月31日（金曜日）まで ※ 直接持参する場合は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分までの間で受け付けます。 ※ 郵送の場合は、平成24年8月31日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込方法	下記の申込書類ア～ウを申込先へ期間内に持参又は郵送してください。
申込書類	ア 選考採用試験申込書 イ 応募論文 ウ 50円切手を貼ったはがき（表あて名に一次選考結果の通知先及び氏名をあらかじめ記入すること。）
受験番号通知書の交付	応募資格審査の結果、平成24年9月上旬に受験番号通知書を郵送します。同月20日（木曜日）までに同通知書が届かないときは、沖縄県病院事業局県立病院課（電話番号098（866）2832）に連絡してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類提出の前に記載事項等に不備がないように試験募集要項最終ページにあるチェックリストで確認して下さい。 ・ 受験番号通知書【返信はがき】は、試験当日忘れずに持参してください。

(3) 募集要項の配布 申込書様式、応募論文の課題等を記載した試験募集要項は、平成24年8月1日（水曜日）から同月31日（金曜日）までの間、県庁1階総合案内、北部・中部合同庁舎（1階県税事務所）、宮古・八重山事務所（1階県税課）等で配布します。また、沖縄県病院事業局県立病院課ホームページからダウンロードすることもできます。

5 合格発表

(1) 一次選考結果 平成24年10月1日（月曜日）（予定）に、沖縄県病院事業局県立病院課ホームページへの掲載、県庁正門前掲示板での掲示のほか、合格者に通知します。なお、合格者には併せて二次選考の日時、場所等を通知します。

(2) 二次選考結果 平成24年11月上旬に沖縄県病院事業局県立病院課ホームページへの掲載、県庁正門前掲示板での掲示のほか、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

(1) 二次選考合格者は、平成24年度沖縄県病院事業局職員（病院事務職）選考採用候補者名簿に登載され、原則として平成25年4月に採用されます。ただし、状況に応じて平成24年度中途に採用を行うことがあります。

(2) 提出された職歴資料及び論文その他は、合否の別にかかわらず返却しません。

7 採用条件

(1) 採用時の役職 沖縄県病院事業局専任職員（正職員）として採用し、役職は各人の経歴に応じて決定

します。

(2) 給与 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）に基づき下記の給与が支給されます。

ア 給料 給料月額は、民間企業等での勤務年数に応じて決定されます。

例) 民間企業等での勤務年数が12年の場合、給料月額は222,900円です。（概ねの額であり、職務経験の内容に応じて支給額が加算されます。）

イ 手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当

(3) 条件附採用 採用は当初、条件附のものとし、採用後、原則として6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとします。

(4) その他 県立病院については、平成21年6月に策定された「県立病院のあり方に関する基本構想」において、地方独立行政法人へ移行する可能性が示されています。移行した場合は、職員の身分等については地方独立行政法人法の規定が適用されることとなります。（同構想については、沖縄県福祉保健部医務課のホームページに掲載されています。）

8 問合せ先 その他不明の点は、沖縄県病院事業局県立病院課病院事務職採用担当（電話番号098（866）2832）へお問い合わせください。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、無歯科医地区医療対策事業に関する監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月31日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

無歯科医地区医療対策事業に関する監査の結果報告について

第1 監査の概要

1 監査実施方針

無歯科医地区医療対策事業（以下「医療対策事業」という。）の医薬材料費等について、不適正な会計処理が行われているとの情報提供があったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき、医療対策事業の医薬材料費等の経理事務を監査するとともに、同条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

2 監査対象事項

医療対策事業の医薬材料費等の経理事務に関すること。

3 医療対策事業の概要

医療対策事業は、無歯科医地区における歯科医療の確保の一環として、厚生労働省医師等派遣制度に基づき、本土の歯科系8大学の協力を得て、昭和36年度から実施している。平成22年度及び平成23年度は歯科医師2人、歯科衛生士2人が派遣され、県から歯科技工士1人、歯科衛生士1人が加わった6人で診療班を編成し、渡名喜村渡名喜島、竹富町波照間島及び黒島の計3地区で実施している。

医療対策事業の平成22年度の決算額は5,887千円で、うち医薬材料費は2,182千円となっている。平成23年度の決算額は4,993千円で、うち医薬材料費は1,862千円となっている。

また、国庫補助金について、平成22年度は4,138千円、平成23年度は4,203千円（補助率3/4）を受け入れている。

医療対策事業の実施状況

区 分	平成22年度			平成23年度		
	診療実施月	診療日数	受診者数	診療実施月	診療日数	受診者数
渡名喜島	6月～7月	24	92	5月～7月	24	87
波照間島	10月～11月	21	155	9月～11月	24	145
黒 島	2月～3月	21	81	1月～3月	23	82
合 計		66	328		71	314

4 監査対象機関

福祉保健部

5 監査の対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成22年度及び平成23年度
- (2) 監査実施期間 平成24年6月18日から同年7月27日まで

6 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(1) 書面及び実地監査

監査対象機関に事実確認に必要な資料等の提出を求め、平成22年度及び平成23年度に医務課に勤務していた職員のうち課長他4人と福祉保健企画課職員2人の計7人から事情を聴取することによって監査を実施した。

(2) 関係人調査

歯科材料等を納入している3社に納品日、納品状況がわかる伝票・台帳等の提出を求め、関係者から事情を聴取することによって調査を実施した。

第2 事実の確認

1 本件の概要

平成22年度から平成23年度までの医薬材料費等の支出について、予算執行同等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を支払う不適正な会計処理（以下「差替え」という。）をしていた。差替え額は、支出額4,021千円のうち半分以上を占める2,288千円となっていた。

また、換金性の高い歯科用金銀パラジウム合金（以下「金パラジウム合金」という。）を平成22年5月から平成24年2月までの間に、3社から306袋、9,578千円を納入させていた。その内、業者への未払い分が221袋、6,961千円となっている。金パラジウム合金の年間使用量は4袋に過ぎず、306袋は76.5年分に相当する。

金パラジウム合金の納品総数306袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は295袋なければならないが、在庫数は61袋しかなく、234袋（約7,254千円相当）が不明となっていた。不明分について、医務課の職員Aは、平成23年1月から売却し、借金返済や遊興費等に充てたと認めている。

2 経理事務の状況

医療対策事業の医薬材料費等の経理事務について確認したところ、発注、納品、検査、管理の各段階において、担当者1人だけに任せっきりにして事務が執行され、チェック機能が全く働いておらず、次のような不適正な経理処理が行われていた。

(1) 予算執行伺

発注にあたっては、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第53条の規定に基づき、事前に医薬材料を購入する理由、品名及び数量、金額等を記載した予算執行伺の決裁をとることになっている。しかし、医務課においては、その手続をとることなく、業者に医薬材料を電話で発注していた。また、巡回診療に必要な医薬材料を事前に十分チェックして発注すべきところを離島の診療現場から足りない医薬材料を発注し、離島から帰任後に予算執行伺等の事務処理を行っていた。

(2) 見積書

随意契約をしようとするときは、財務規則第139条の規定に基づき、契約書案その他見積もりに必要な事項を示して2人以上から見積書を取らなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとする場合等は1人から見積書を取ることになっている。しかし、医務課においては、会計処理を行わないまま、納品後に請求書とともに見積書を取っていた。また、10万円以上の医薬材料の購入であっても、2人以上から見積書を取ることを省略するため、業者に指示して10万円以下に分けた見積書を提出させていた。

(3) 納品検査

納品にあたっては、財務規則第113条の規定に基づき、予算執行何や見積書等により当該給付の内容及び数量について検査を行うことになっている。また、消耗品等の納品の検査は、予算執行何をした職員以外の職員でなければならないことになっている。しかし、医務課においては、納品後に予算執行何を行っていた。納品検査は主に県庁地下倉庫で一人で行い、虚偽の調書を作成した上、納品を確認していない臨時的任用職員に検査調書への記名・押印を指示していた。

(4) 支出手続

医薬材料費を支出するときは、財務規則第75条の規定に基づき、支出命令者が、見積書、納品書、検査調書等必要な書類を確認して、出納機関に対して支出を命令することになっている。しかし、医務課においては、業者に金パラジウム合金等を納入させた上で、後日、金パラジウム合金等とは異なる医薬材料の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして、違法に医薬材料費を支出していた。支出命令者のチェック機能が働かず、不正な経理処理を発見することができなかった。

(5) 物品の管理

物品の管理は、物品の適正かつ効率的な供用、その他良好な管理を図ることを目的としている。そのため、財務規則第201条の規定に基づき、消耗品受払簿を備え所定の事項を登記することになっている。しかし、医務課においては、消耗品受払簿を備えていないため、在庫を把握していなかった。医薬材料は、ジュラルミンケースに入れられたままで、整理整頓がされず、管理は不適切であった。

3 差替え等の状況

(1) 県の支出状況

医薬材料等は、主に3社と取り引きしており、その3社に対する平成22年度及び平成23年度の県の医薬材料費等の支出総額は、4,021,072円であり、年度別支出状況は次のとおりである。

県の支出状況 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
支出額	2,157,125	1,863,947	4,021,072

(2) 差替えの状況

正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を支払う不適正な会計処理がなされていた。

職員Aは、納入させた金パラジウム合金等を他の一般材料の商品に書き替えて請求するよう指示していた。平成22年度及び平成23年度の医薬材料費等の支出総額4,021,072円のうち、半分以上を占める2,287,552円が差替えられていた。

平成23年度の差替え額には、平成22年度に納入された物品の額（翌年度払い）が含まれているが、特定できないため差替えとして整理した。

年度別差替え額は、次のとおりである。

差替えの状況 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
差替え額	835,742	1,451,810	2,287,552

4 未払額等の状況

(1) 業者の納品額

平成22年度及び平成23年度の納品総額は、10,986,455円となっており、年度別納品額は次のとおりである。

集計した表は、各業者から帳簿等の資料の提供を受けて監査委員事務局で作成したものである。

業者の納品額 (円)

年度	平成22年度	平成23年度	計
納品額	2,909,395	8,077,060	10,986,455

(2) 未払額の状況

各業者の納品額が県の支出額より大きいことから、6,965,383円の未払額が生じているが、一部個人支払があったことから、未払額は、納品額から県の支出額及び個人支払を差し引いて算出した結果、5,765,383円となっている。年度別未払額は次のとおりである。

未払額の状況 (円)

区分	平成22年度	平成23年度	小計(A)	個人支払(B)	計(A)－(B)
未払額	752,270	6,213,113	6,965,383	1,200,000	5,765,383

5 金パラジウム合金の状況

(1) 発注・納品

金パラジウム合金は、306袋、9,577,785円が納入されており、年度別納品状況は次のとおりである。

職員Aは、業者3社に対して他の医薬材料と同様に未払分も含めて従来どおりの注文方法により金パラジウム合金を発注していた。納品も従来どおり主に沖縄県庁地下2階医務課倉庫において金パラジウム合金を受け取っていた。また、巡回診療中は島へも業者から送付させていた。

納品書の宛名は、沖縄県であり、担当者が、その納品書にサインをしていた。

金パラジウム合金の納品状況 (円)

平成22年度		平成23年度		計	
袋数	金額	袋数	金額	袋数	金額
60	1,822,590	246	7,755,195	306	9,577,785

(2) 使用状況

金パラジウム合金の使用量は、医務課が診療報酬請求明細書から集計した金パラジウム合金を使用する処置（ブリッジ、クラウン及びインレー）件数に、職員Aが主張する1本当たりの使用目安量を乗じて算出した。平成22年度から平成24年6月までの使用量は、約11袋と推計される。

平成22年度及び平成23年度の平均使用量は、年間4袋である。

(3) 在庫の状況

医薬材料の在庫について、医務課職員が平成23年10月頃に確認したところ、金パラジウム合金1袋を確認している。

また、渡名喜島巡回診療後の平成24年6月29日に福祉保健企画課及び医務課の職員により在庫確認を行った結果、金パラジウム合金61袋が確認された。その後、使用残の金パラジウム合金15グラム(0.5袋)も確認している。

納品総数306袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は295袋なければならないが、在庫数は61袋しかなく、234袋が不明である。この不明分については後述するが、職員Aは売却したと説明している。

職員Aは、渡名喜島巡回診療中の平成24年6月に、売却目的で金パラジウム合金3袋を納入させたが、売却する暇がなく、それを公務に使用したので、計算上、在庫の中に個人分の3袋が含まれてい

ると主張している。しかし、これについては、確認できなかったため在庫数に加味していない。

(4) 公費購入分

公費で支出した金パラジウム合金は、正規購入分が、17袋、480,375円で、違法な差替えによる購入分が、68袋、2,136,645円、合計85袋、2,617,020円となっている。年度毎の公費で支出した金パラジウム合金の状況は次のとおりである。

公費で支出した金パラジウム合金の袋数は、職員Aが試算したものを基に業者の帳簿等と突合して、監査委員事務局において修正したものである。

職員Aは、大量に納入させた金パラジウム合金の代金を支払うため、他の一般材料の商品に書き替えて請求させ、平成23年10月まで支出していた。その後、職員Aは、購入手続の担当から外されたため、金パラジウム合金の支払をすることができなかった。

公費で支出した金パラジウム合金の状況 (円)

購入区分	平成22年度		平成23年度		計	
	袋数	金額	袋数	金額	袋数	金額
正規購入分	14	381,780	3	98,595	17	480,375
差替えによる購入分	43	1,346,310	25	790,335	68	2,136,645
計	57	1,728,090	28	888,930	85	2,617,020

(5) いわゆる個人分

職員Aは、金パラジウム合金を納入させた後、平成23年12月頃に、未払分の金パラジウム合金については、個人で支払うことを各業者に説明した。

個人分を認めるものではないが、便宜上、職員Aが、個人で支払うこととした未払分の金パラジウム合金を「いわゆる個人分」ということとする。

いわゆる個人分は、公費で支出した金パラジウム合金以外の分であり、平成22年度は、3袋94,500円、平成23年度は、218袋6,866,265円で、合計221袋、総額6,960,765円となっている。

なお、未払分のうち一部については、個人により支払われている。

(6) 請求書

各業者の提出した支払済分及び未払分の請求書の宛名は、沖縄県知事である。

職員Aは、各業者に対し、金パラジウム合金及びその他の商品を含めて10万円以内に分割して請求するよう指示し、また、金パラジウム合金については、他の一般材料の商品に書き替えて請求するよう指示した。

未払分についても、一部未請求があるものの、支払済分と同様に請求され、請求書を受け取っていた。

(7) 売却

職員Aは、平成23年1月頃から金パラジウム合金を大量に納入させるようになった。その頃から金パラジウム合金をインターネットオークションを活用して順次売却し、売却代金を得て、借金返済や遊興費等に消費したとしている。しかし、売却先、売却時期、売却数量、売却金額等について、職員Aは、説明を拒否しているため特定できなかった。

職員Aは、公費購入分は一度売却し、その後に補填したと説明しているが、公費で購入した金パラジウム合金の在庫について見ると、購入総数85袋から使用した11袋を差し引くと、在庫は74袋なければならないが、在庫数は61袋であるため、13袋(約403千円相当)が不足している。

なお、公費で支出した金パラジウム合金の納入時期は、平成22年5月21日から平成23年4月28日までである。

第3 監査結果

1 不適正な経理処理について

医療対策事業の医薬材料調達・管理事務においては、発注、納品、検査、管理の各段階において、担当者1人だけに任せっきりにして事務が執行され、チェック機能が全く働いていなかった。また、納品

検査をしていない臨時的任用職員に指示して、検査調書等に検査済の記名、押印をさせていた。

発注前に行なわれるべき予算執行何かが、発注、納品後に行なわれる等不適正な経理処理が行なわれていた。

さらに、予算執行何の決裁権者である担当課長、支出命令者である担当班長のチェック機能が全く働いておらず、不正な経理処理を発見することができなかった。

その結果、予算執行何等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして、違法に医薬材料費を支出していた。

この差替えにより、平成22年度及び平成23年度で、4,021,072円の執行済額のうち、半分以上を占める2,287,552円が不適正に経理処理されていた。

職員Aは、勤務時間中にたびたび長時間にわたり席を外し、不必要に地下倉庫に行っていた。これに対し、何回か注意したものの、改めさせることができなかった。これが、不正行為を誘発したものと思われる。

今回の不適正経理が発生した原因は、職員Aの法令違反による不正行為が最大の要因である。一方、事務の執行を職員Aに任せっきりで、担当課長、担当班長のチェック機能が全く働いていないことも大きな原因である。

今後は、内部牽制体制を強化するとともに、不適正経理の原因究明と再発防止策を講ずる必要がある。

2 金パラジウム合金について

金パラジウム合金については、平成22年5月から平成24年2月までに、306袋という異常な量を約50回にわたり断続的に納入させていた。うち85袋を公費で支出している。

残りの221袋について、職員Aは、金パラジウム合金の納入があった後の平成23年12月頃に、「個人で支払う」と業者に説明したので「個人取引分」とであると主張している。

しかし、発注、納品の際、業者に個人分として説明しておらず、県分と区別していないこと、保管も、県分、個人分と識別することなく、一緒に管理されていること、納品書は沖縄県宛であり、これに自ら受領サインをしていること、未払分の請求書も、一部未提出があるものの、沖縄県知事宛に提出されていること、これらのことから職員Aの主張を是認することはできない。

職員Aは平成23年1月から金パラジウム合金を売却し、借金返済や遊興費等に充てたと認めていることから、これらを売却したことは、県に納品されたものを売却したことになる。事後、その一部を補填したり、未払分の一部を自己資金で支払っても、同様である。

公費により購入した金パラジウム合金の在庫について、購入総数85袋から使用量11袋を差し引くと、在庫は74袋なければならないが、在庫数は61袋であるため、13袋（約403千円相当）が不足している。

また、在庫の中に、納品年月日と不整合な製造年月日のものが含まれており、いつ、どのように入手したのか不明であり、県分として購入したものか、いつ補填したものか解明する必要がある。

さらに、職員Aは、金パラジウム合金の売却先、売却時期、売却数量、売却金額等について説明を拒否しており、特定できなかった。

これらのことから、これ以上の真相解明は困難であり、捜査機関にゆだねて真実を明らかにする必要がある。

3 情報提供に対する対応

今回の不適正な経理処理については、平成23年10月及び平成24年5月の2回にわたり情報提供があった。医務課においては、平成23年10月に情報提供があった時、発注、納品、支払事務等の担当者を変えるとともに、納品場所の変更、在庫量の確認、職員Aの勤務態度の注意等対策を講じていた。しかし、職員Aからの事情聴取を実施したが、本人から多額の修繕費を支払うため、一部差し替えがあるとの偽りの説明を信用し、適切な措置を講じず、その真偽を確認できなかったため、解明には至らなかった。

不適正な経理処理について、二度の情報提供を受けたにもかかわらず、適切な措置を講ずることなく、不正行為を見逃したことは、危機管理意識の欠如、内部牽制機能が働かなかつたと言わざるを得ない。

今後は、公益通報制度の趣旨を踏まえ、情報提供に的確に対応し、不適正経理の発見と再発防止に努

める必要がある。

4 県の損害について

今回の監査の結果、真実が明らかになっていない部分もあることから、現時点で県の損害については、明確にすることができない。

従って、①金パラジウム合金を85袋購入したことが過剰な支出となっていること、②公費購入分の在庫数が13袋（約403千円相当）不足していること、③業者に対する未払額が5,765,383円生じていること、④医療対策事業が国庫補助事業であること、これらについて、関係機関等と調整するなど、損害を確定して、適切に対応する必要がある。

5 今後の対策

今回の不適正経理は、正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた後、虚偽記載の書類に基づき公費を支出するという方法により行っていた。

今後は、適正な経理を確保するため、次の点について、取り組む必要がある。

(1) 納品書等の書替えの防止

納品の際は、業者の様式により実際に納入された商品及び納品日が記載された納品書を受け取っていたが、支出には、別途書き替えた書類を添付していた。このことから、支出の際の見積書、納品書及び請求書の添付書類は、業者の様式とし、書替え指示を防止する必要がある。

(2) 請求年月日等の記入の徹底

事後処理や翌年度払いは、請求書等の日付がないことを利用し、虚偽の日付を担当職員が記入することで行っていた。このことから、納品年月日や請求年月日等の記入を業者へ徹底させ、適正な請求年月日等の記入を確認する必要がある。

(3) 適正な検査の実施

消耗品の購入では、予算執行伺者以外の職員が給付の確認検査を行わなければならないが、今回は、発注納品を担当職員1人が行っており、書類を整えるために担当職員が作成した虚偽記載の検査調書に検査をしていない臨時的任用職員に記名押印を指示していた。この規定は、差替え等の不適正経理として平成21年度の会計検査院の指摘を踏まえ、内部牽制機能の強化を図る趣旨から設けられたものであり、その趣旨を十分踏まえ、検査調書という書類上の審査にとどまらず、適正な検査を実施し、その確認を徹底する必要がある。

(4) 購入に係る厳重なチェック

本庁における物品の購入は、原則、沖縄県物品調達基金を運用している物品管理課において執行しているが、沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則116号）第2条第2号イの規定により、医薬材料は同基金対象から除かれているため、物品管理課を通さずに執行課が直接購入することになっている。そのため、業者に指示して差替え等の経理処理を行うことが容易となることから、執行課においては、購入に係る一連の処理を厳重にチェックする必要がある。

第4 意見

平成21年に会計検査院において、国庫補助事業に係る事務費の不適正な経理処理が指摘され、平成22年に県の独自調査結果でも不適正な経理処理が判明し、県庁全体で不適正経理の再発防止に向け、取り組んでいるところである。

また、識名トンネル新設工事の契約問題を契機として、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施したところである。

このような中、不適正な経理処理が行なわれ、二度の情報提供を受けたにもかかわらず、適切な措置を講ずることなく、不正行為を見逃し、再び県民の信頼を失うことになったことは、誠に遺憾である。

今後、このような不祥事が二度と起こらないよう再発防止策を徹底するとともに、いま一度、職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等に基づいた厳正な公務の遂行に努め、県民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいただきたい。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	--